# 施 工 条 件 の 明 示

南房総市

工　事　名　：　防火水槽フェンス改修工事（千倉町南朝夷）

工 事 箇 所 ：　南房総市千倉町南朝夷 1265 番地 1 地先

| 明　示　項　目 | 明　示　事　項 |
|---|---|
| 工　程　関　係 | 実施工程表により工程管理を行い、1ヶ月毎に工事履行報告書を監督職員に提出し、変更が生じた場合には、速やかに監督職員に報告すること。<br>施工時間は昼間施工で8時から17時までとする。 |
| 用　地　関　係 | 用地境界と構造物の位置関係を確認把握し、支障がある場合は監督職員と協議すること。工事用地に接する民地は必要以上立ち入らないこと。　工事施工上必要となる場合は、関係地権者と立会・協議の上、立ち入りの同意を得ること。 |
| 公害対策関係 | 油脂類等による周辺の水質汚濁、汚染防止には十分配慮すること。<br>常に現場の清掃を行い、近隣住民等の迷惑とならぬよう努めなければならない。また、工事騒音、振動等に十分注意すること。 |
| 安全対策関係 | 労働基準法等関係法令を遵守するとともに、「土木工事安全施工技術指針」を守らなければならない。<br>工期中、夜間における安全対策を十分配慮すること。 |
| 工事用道路関係 | 工事用車両の通行経路については監督職員と協議すること。<br>資材搬入時に農道を使用する場合は地元と調整を図ること。<br>搬入路として一般道を使用する際に損傷等与えない様に十分留意すること。<br>また損傷等生じた場合は、請負者に責において原型に復すること。 |
| 仮設備関係 | 工事終了時には、必ず保安施設等を配置し、工事期間中に事故等が起きないよう安全対策に努めること。 |
| 建設副産物関係 | 特記仕様書のとおり。 |
| 工事支障物件関係 | 水道、パイプライン、東電、NTT 等の地下埋設物への調査を事前に行い、十分に注意を払い、施工を行うこと。 |
| 排水工<br>(濁水処理を含む) | 特記仕様書のとおり。変更が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。 |
| その他 | 工程表、施工計画書の提出前の工事着手は原則として認めない。<br>既設構造物等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において原型に復旧すること。<br>関係車両の交通については、法令速度を遵守すること。特に施設周辺は細心の注意を払うこと。<br>各施設関係者及び各関係機関と密に連絡をとり、関係者に損害を与えないよう十分配慮すること。 |